

文書番号	インクル-18
版番号	12 版
発効日	2013. 4. 1
改正日	2024. 6. 1

## 美吉野園訪問介護ステーション

(指定居宅介護事業)

### 運営規程

社会福祉法人綜合施設

美吉野園

承認	確認	作成

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人綜合施設美吉野園が実施する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うこととする。
- 2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うこととする。
- 3 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うこととする。
- 4 指定同行援護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し移動に必要な情報を提供すると共に移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に指定居宅介護等を行う。
- 2 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 3 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努める。
- 4 前3項のほか、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 美吉野園訪問介護ステーション
- (2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕887の2 桜ヶ丘コーポ

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（常勤）
- 管理者は、訪問介護員等及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の訪問介護員等に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名（常勤 訪問介護員兼務）  
サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2. 5名以上 換算人員（常勤）  
訪問介護員等は、居宅介護計画に基づき指定居宅支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日  
(2) 営業時間 午前8時30から午後5時30までとする。  
(3) サービス提供時間 午前7から午後10時までとする。

(指定居宅介護の内容)

第6条 本事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
- ア 居宅介護計画の作成
  - イ 身体介護に関する内容
    - (ア) 食事の介護
    - (イ) 排泄の介護
    - (ウ) 衣類着脱の介護
    - (エ) 入浴の介護
    - (オ) 身体の清拭、洗髪
    - (カ) その他必要な身体の介護
  - ウ 家事援助に関する内容
    - (ア) 調理
    - (イ) 衣類の洗濯、補修
    - (ウ) 住居等の掃除、整理整頓
    - (エ) 生活必需品の買い物
    - (オ) その他必要な家事
  - エ 通院等のための乗車又は降車の介助
- (2) 重度訪問介護

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(3) 行動援護

- ①予防的対応
- ア 初めての場所で何が起こるかわからない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること
  - イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等をおこなうことなど

## ②制御的対応

- ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること
- イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること
- ウ 本人の意思や思いこみにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

## ③身体介護的対応

- ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応
- イ 外出中に食事をとる場合の食事介助
- ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

## (4) 同行援護

### ア 同行援護計画の作成

### イ 同行援護に関する内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省で定める便宜を供与する。

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動援護
- ③ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

## (1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護

- ①身体障害者（18歳未満の者を除く）
- ②知的障害者（18歳未満の者を除く）
- ③障害児（18歳未満の精神障害者を除く）
- ④精神障害者
- ⑤難病者

## (3) 行動援護

- ①知的障害者（18歳未満の者を除く）
- ②障害児（18歳未満の精神障害者を除く）
- ③精神障害者
- ④難病者

## (4) 同行援護

- ①視覚障害を有する身体障害者
- ②視覚障害を有する障害児
- ③難病者

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から当該居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受ける。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により算定された額又は法第30条第3項第1号の規定により算定された額

の支払いを受ける。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、通常の事業実施地域を超えた地点からは、次の額を徴収する。  
通常の事業実施地域を超えた地点から、訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。  
・1km毎 30円  
但し、特別地域加算対象者は、頂きません。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に對し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大淀町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、  
応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者および訪問介護員等の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(虐待防止の措置について)

第11条 虐待の発生又はその発生を防止するための措置に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めるなどの措置を講じます。

(ハラスメント対策の強化)

第12条 適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、利用者及び家族等からのハラスメント（暴言、暴力等）や職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(業務継続に向けた取組の強化)

第13条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- 2、業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災

- 害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- 3、業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シミュレーション)を定期的に実施します。
- 4、定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

(身体的拘束等の適正化)

第14条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(感染症対策の強化)

- 第15条 感染症予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回開催し、職員等に周知徹底を図ります。
- 2、事業所における感染症予防・まん延のための指針を整備し、研修・訓練を定期的に実施します。

(苦情解決)

- 第16条 提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 本事業所は、提供した指定居宅介護に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(差別解消)

- 第17条 「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）に基づき、事業者が利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講ずべき対応指針については、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

(訪問介護員の禁止行為)

- 第18条 訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。
- (1) 医療行為  
(2) 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受  
(3) 利用者の家族等に対するサービスの提供  
(4) 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙  
(5) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動  
(6) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### (その他運営に関する重要事項)

第19条 本事業所は、訪問介護員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用後3ヶ月以内の初任研修

② 繙続研修 年3回以上

2 訪問介護員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供、訪問介護員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人総合施設美吉野園理事長が定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 23年 6月 1日から施行する

この規程は、平成 24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 1年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。

《利用料金表》それぞれのサービスについて、平常の（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

【居宅介護サービス利用料金表】

（ア）居宅における身体介護	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上（30分増毎に）	830円	83円
（イ）通院等介助（身体介護を伴う場合）	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上（30分増毎に）	830円	83円
（ウ）家事援助	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
（エ）身体介護を伴う通院等介助	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円	345円
	30分増すごとに	690円	69円
（オ）通院等乗降介助		1,020円	102円

（注）事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の1ヶ月あたり利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100

（注）事業所と同一建物の1ヶ月あたり利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100

【重度訪問介護サービス利用料金表】

- ・病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合

・病院等に入院又は入所中の障害支援区分 6 の障害者に対して提供した場合

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
1 時間未満	1,860 円	186 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
4 時間以上 8 時間未満 (30 分を増すごとに +850 円)	8,210 円 850 円	821 円 85 円
8 時間以上 12 時間未満 (30 分を増すごとに +850 円)	15,050 円 850 円	1,505 円 85 円
12 時間以上 16 時間未満 (30 分を増すごとに +800 円)	21,840 円 810 円	2,184 円 81 円
16 時間以上 20 時間未満 (30 分を増すごとに +860 円)	28,340 円 860 円	2,834 円 86 円
20 時間以上 24 時間未満 (30 分を増すごとに +800 円)	35,200 円 800 円	3,520 円 80 円

移動介護加算	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	1 時間未満	1,000 円	100 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,250 円	125 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	1,500 円	150 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	1,750 円	175 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	2,000 円	200 円
	3 時間以上	2,500 円	250 円

(注) 重度障害者等の場合 +15／100

(注) 障害者支援区分 6 に該当する場合 +8.5／100

(注) 2人の重度訪問介護従業者によるサービスに対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練従業者が同行して支援を行う場合、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき×180／100（但し算定開始から 120 時間に限る。）

(注) 入院中 90 日以降の利用は、×80／100

【行動援護サービス利用料金表】

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
30分未満	2,880円	288円
30分以上1時間未満	4,370円	437円
1時間以上1時間30分未満	6,190円	619円
1時間30分以上2時間未満	7,620円	762円
2時間以上2時間30分未満	9,050円	905円
2時間30分以上3時間未満	10,470円	1,047円
3時間以上3時間30分未満	11,910円	1,191円
3時間30分以上4時間未満	13,340円	1,334円
4時間以上4時間30分未満	14,790円	1,479円
4時間30分以上5時間未満	16,230円	1,623円
5時間以上5時間30分未満	17,640円	1,764円
5時間30分以上6時間未満	19,040円	1,904円
6時間以上6時間30分未満	20,460円	2,046円
6時間30分以上7時間未満	21,920円	2,192円
7時間以上7時間30分未満	23,400円	2,340円
7時間30分以上	24,850円	2,485円

【同行援護サービス利用料金表】

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
30分未満	1,910円	191円
30分以上1時間未満	3,020円	302円
1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
3時間以上	6,970円	697円
3時間以上（30分増毎に）	660円	66円

(注) 盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合+25/100

(注) 障害支援区分3に該当する者の場合+20/100

(注) 障害支援区分4以上に該当する場合+40/100

\*上記料金は、1回あたりの料金です。

\*サービスに要する時間は、そのサービスを実施する為に、定められた標準的な所要時間です。

\*上記サービス利用料金は、実際に要した時間ではなく、計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

\*平常時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料に割増料金が加算されます。

・早朝（午前6時～午前8時まで）25%

・夜間（午後6時～午後10時まで）25%

\*重度訪問介護研修修了者による場合（ア）（イ）について

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
1時間未満	1,860円	186円
1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
3時間以上	6,380円	638円
30分を増すごとに	860円	86円

(注) (ウ) (エ) に関しては、上記料金表の  $\times 90 / 100$

\*2人での訪問介護員共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約の同意の上で、通常料金の2倍の料金を頂きます。

例：体重が重い方への介助等

\*通常の事業実施地域を越えた地点から、訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

・1km毎 30円

但し、特別地域加算対象者は、頂きません。

【上記以外の加算料金表】

区分	金額	概要
利用者負担上限額管理加算	1,500円 (自己負担金 150円)	事業所が利用者の利用者負担額合計額管理を行った場合の加算料金を頂きます。（月1回を限度）
緊急時対応加算	一回に月 1,000円 (自己負担金 100円)	介護計画に位置づけられていない居宅介護を利用等の要請を受けてから24時間以内に行った場合、の加算料金を頂きます。月2回まで利用可能。
初回加算	初回に 2,000円 (自己負担金 200円)	新規に介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、加算料金を頂きます。
特別地域加算	一回につき 15%	厚生労働大臣が定める地域に住居しているご利用者に対して、指定居宅介護事業所等の介護従事者が指定居宅介護等を行った場合。
福祉専門職員等連携加算	564単位／回	サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の

		評価を共同して行った場合。初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定
行動障害支援指導連携加算	273単位／回	行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合。重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度として算定。
喀痰吸引等支援体制加算	100単位／回 (利用者1人1日当たり)	特定事業所加算(I)を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合
特定事業所加算 I	20/100	
特定事業所加算 II	10/100	*算定要件は以下参照
特定事業所加算 III	10/100	
特定事業所加算 IV	5/100	

## 福祉・介護職員待遇改善加算（I）

居宅介護サービス	41.7%	福祉・介護職員を中心として従業員の待遇改善に向けた取り組みを行っている事業所に対して加算されます。 (基本報酬と加算額を加えた総サービス費用に対して加算率を乗じた額)
重度訪問介護サービス	34.3%	
行動援護サービス	38.2%	
同行援護サービス	41.7%	

### \*特定事業所加算算定要件

#### 【居宅介護】

##### (人件要件)

- ・従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること
- ・従業者のうち、介護福祉士、実務者研修・基礎研・居宅介護従業者養成研修1級いずれかの修了者の占める割合が100分の50以上であること
- ・前年度又は直近3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。
- ・全てのサ責が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修、基礎研、1級いずれかの修了者であること。
- ・人員基準により1人を超えるサ責を配置することとされている事業所において、常勤のサ責を2人以上配置していること。

##### (体制要件)

- ・全ての従業者に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施すること、または、個別のサ責に係る研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施すること
- ・利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ・サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が利用者を担当する居宅介護従業者に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- ・すべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- ・緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- ・新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行によ

る研修を実施していること。

(重度障害者対応要件)

- ・前年度又は算定日の属する月の前3月間における居宅介護の利用者の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者及び重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の30以上であること。

(中度障害者対応要件)

- ・中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上）

**【同行援護】**

(人件要件)

- ・介護福祉士の割合が30%以上であること、または介護福祉士+実務者研修修了者または介護職員基礎研修者、ヘルパー1級修了者）の職員の割合が50%以上従事していること
- ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が40%以上であること
- ・同行援護従業者養成研修課程修了者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程第4条第1項に規定する視覚障害学科修了者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修修了者の占める割合が100分の30以上であること
- ・すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること
- ・1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること
- ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者 の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

(体制要件)

- ・介護職員に対する計画的な研修の実施
- ・利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達等、介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する

- ・サービス提供の責任者が利用者を担当する介護員等に対して、利用者に関する情報・サービス提供にあたっての留意事項を文書等で伝達、サービス提供終了後、担当の介護員等からの適宜報告を受ける
- ・定期的な健康診断の実施
- ・緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間帯等を記載した文書（重要事項説明書等）を利用者に交付し、説明を行う
- ・熟練した従業者による新任者同行研修を新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること

(重度者対応要件)

前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く）の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上であること

**【行動援護】**

(体制要件)

- ・従業者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
  - ・利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
  - ・サービス提供責任者から担当従事者に対し、利用者情報の文書等による伝達、サービス提供
- 後の従業者からの適宜報告
- ・従事者に対する健康診断の定期的な実施
  - ・緊急時等における対応方法の利用者への明示
  - ・新規採用従業者に対する熟練した従業者の同行による研修
  - ・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施

(人件要件)

- ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、若しくは従業者のうち実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上、又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者による割合が100分の40以上
- ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ・全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程

### 修了者

- ・2人以上の配置義務がある事業所については、常勤のサービス提供責任者の2名以上の配置
- ・2人以下の配置義務がある事業所については、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

### (重度者対応要件)

- ・障害者のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連  
項目合計点数が18点以上である者の占める割合が 100分の30以上
- ・障害者のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合  
が 100分の50以上

### 【重度訪問介護】

#### (体制要件)

- ・介護職員に対する計画的な研修の実施  
職員すべての個別の研修計画を策定し、実施。
- ・定期的な会議の開催  
利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達等、介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催します。登録ヘルパーを含めた、すべての介護従事者が参加する会議を開催する
- ・文書等による指示及びサービス提供後の報告  
サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達する、またサービス提供終了後、担当の介護員等からの適宜報告を受ける
- ・定期的な健康診断の実施
- ・緊急時等における対応方法の明示  
緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間帯等を記載した文書（重要事項説明書等）を利用者に交付し、説明を行う
- ・熟練した従業者による新任者同行研修の実施  
新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施
- ・夜朝、日中、深夜すべての時間帯のサービス提供の実施  
サービス提供に当たり、當時、従業者の派遣が可能となっており、現に深

夜帯も含めてサービス提供を行う

(人件要件)

- ・下記いずれかを満たしていること  
介護福祉士の割合が30%以上であること  
介護福祉士＋実務者研修修了者（または介護職員基礎研修者、ヘルパー1級修了者）の職員の割合が50%以上従事していること  
前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が40%以上であること。
- ・すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上的実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。
- ・1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(重度者等対応要件)

前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く)の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上であること。